

宍 産 農 第 1214 号
令 和 7 年 1 月 31 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福元晶三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (28227)
地域名 (地域内農業集落名)	西深 (西深)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内農地は基盤整備が完了しており主に水稻の作付している。今後も遊休農地化を防ぐために耕作を維持したいが、農業従事者の高齢化や後継者問題に不安を抱えている状況であることから、担い手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も水稻を中心に作付けし、個人耕作者が離農した場合に地域内で引き受ける体制の構築及び担い手の確保を目指していく。また、多面的機能支払交付金を活用し、農業者だけでなく地域全体で持続的に農地を利用し、遊休農地化しないように努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

当面は、現行の体制を維持しつつ、将来的には、担い手等を中心とした農地の集積・集約化を視野に入れていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地区内の農振農用地については、既に基盤整備済みであり、再整備の予定はない。水路改修工事等の必要が生じた場合は補助事業を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地区内の担い手の確保に努める。また、県・市・JA等関係機関と連携して定着を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる作業は、(一財)宍粟北みどり農林公社へ委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①集落柵の定期的な点検と補修により、鳥獣被害を防止する。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道、用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。